

令和元年度 新島村農業委員会だより第3号

災害と自給的農業

新島村農業委員長 石野 正幸

はじめに、台風15号・19号の被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。自然は私たちに多くの恩恵を与えてくれますが、時にはこのような災害をもたらします。備えを怠ってはならないことを改めて痛感いたしました。

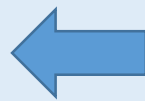
2018年1月の地震調査委員会（政府機関）では、南海トラフ地震が今後30年以内に70%～80%の確立で発生するとの報告がなされました。新島村には最高で30m弱の津波が押し寄せることが予想されます。この津波災害に見舞われれば長い期間、避難生活を余儀なくされることになるでしょう。

災害に見舞われたとき、心配なのが食べ物の問題です。南海トラフ地震では、首都圏でも大きな被害が予想されます。救援物資（食糧・燃油等）がすぐに届くという保証はありません。届かないと考えるべきでしょう。交通事情の悪かった時代に逆戻りです。

この時、新島に伝統的自給農業が復活し根づいていれば、食糧問題に大きな役割を果たすこととなるでしょう。野菜栽培はもとより、畜産（養豚・養鶏等）も含め、自給自足の精神が島民の間に根ざしていれば、災害に際しても大きなアドバンテージ（備え）になるでしょう。



台風15号通過後のサツマイモ畑



台風15号通過前のサツマイモ畑

農作物の盗難は窃盗罪です！

過去にも何度か、この「農業委員会だより」でもお知らせしました農作物の盗難被害ですが、悲しいことに犯罪の件数は減っておりません。ルールを守っている住民の皆様には申し訳ありませんが、改めて注意喚起をさせて頂きます。

作物は勝手に成長する訳ではありません。農家の方が毎日、肥料やお水をやり、虫の除去や草取りを行い、子供の様に育てています。

現金を盗むことに比べ軽く感じるかもしれませんが、費用はもちろん、労力、盗まれたショックを考えると、お金に換えられないことをご理解ください。

【他人の畑に勝手に侵入することは不法侵入です】

農家の方は、毎日畑の農作物を確認しているため、どんなにこっそり入っても分かります。フェンスやネットが張っていなくても、他人の土地には入ってはいけません。必ず許可を取りましょう。

また、農業委員会を介して所有者と「農地貸借」の契約を結んでいる場合、その畑に入る場合は借りている耕作者の許可が必要となります。

【農業者の皆様へ】

農作物の盗難等の被害に合われた方は、農業委員会でも相談は受けられますが、刑事事件でもありますので、新島警察署（5-0381）へもご相談していただくと共に、ご自身でもネット等による盗難防止策の強化をお願いいたします。

ダメ！！不法投棄！！

農地パトロールの際に見る「農地への不法投棄」。空き缶や、ペットボトル、金属、中には産業廃棄物や車などの大きなものも見受けられます。

「いついつは何年たっても土に返ることはなく、その後の土や作物に影響を与え、それを口にする人体にも悪影響を及ぼします。つまり、畑として利用するのに、永久的で致命的な障害となります。」

将来、畑を相続した方が貸したい、売りたいといった希望があっても、過去の不法投棄による埋没物などに引っかかって、貸すことも売ることもできず困ってしまったりするようになります。

他人の農地へはもちろん、ご自身の所有の農地においても、「ゴミ」の投棄は決して行わないでください。

廃車を倉庫代わりに自分の畑に置いておくとおっしゃる方もいますが、動かない車はそのうち「ゴミ」となってしまいます。古くなった車は決められた方法で処分をお願いいたします。

また、例え伐採枝や雑草であっても、他人の所有する農地に勝手に投棄してはいけません。農地を汚せば、他の「ゴミ」投棄を招くこととなります。

不法投棄は犯罪です。「ゴミ」や伐採枝、抜いた草などは、必ず決められた場所に捨てるようお願いいたします。

台風15号、19号の被害について（式根島）

冒頭に、台風15号並びに19号により被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈り致します。

この度の立て続けの台風により新島、式根島でも甚大な被害が出ました。

多分に漏れず、私のイチゴハウスも被害に遭い、三棟あるうちの二棟が半壊し、辛うじて被害が最小限だった一棟に何とか苗を植えるも、続いて襲来した19号の影響により被覆ビニールが破られ海水が吹き込み、せっかく植えた苗が塩害に遭いました。

島の皆様にもある程度認知されつつあり、「今年もおいしい苺を！！」との思いで春から苗を育てていましたが、ほぼ壊滅となり販売できるほどの収穫が難しくなっていました。

ハウスの建て替え等の復旧は来年になり時間と費用も掛かりますが、めげずに頑張ります！（農業委員 綾 真吾）



▲台風15号でのストロングハウスの被害



▲台風19号でのストロングハウスの被害

台風15号、19号の被害について（新島）

▶ 台風15号により被害を受けたハウス



近年、日本各地で異常気象による災害が多発するようになり、新島でも9月に15号、10月に19号と続けて史上最強クラスの台風が通過し、島内各所でかなりの被害が出てしまいました。

農場でもビニールハウス等の施設被害、露地栽培作物の風・塩害、農業用水管の破損等、秋の収穫シーズンを目の前に大きな被害が出ました。

農業は自然相手の事とはいえ、毎年異常気象が繰り返され災害が発生してしまうと、農家のみなさんや家庭菜園を楽しんでいるみなさんの生産意欲が減退してしまうのではと心配してしまいます。ですがこればかりは何とかなるものではないので悩ましいところです。（農業委員 大沼 剛）



▲台風15号により塩害被害のあったサツマイモ畑



▲台風15号での農道の倒木被害

新島村農業委員会 からのお知らせ

★畑を相続された時は…
法律の改正により、畑を相続された時は、農業委員会への届け出を行う必要があります。

相続登記後に農業委員会へ「登記事項証明書」の「1」を1部お持ちください。簡単なお手続き(申請書1枚)で農業委員会への届出を行うことができます。

届出を行っていただけると、例えば相続した方が島を離れていて、自分では手入れが出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、島で借り手を探すなどのお手伝いをするができます。
★畑を貸したい・借りたい時は…

畑を貸したい方で、すでに貸す相手が決まっている方は、農地法による貸借の許可申請が必要です。
貸す相手が決まっていなくても、畑を貸しても良いという方は、農業委員会までお気軽にご相談ください。

新島・式根島で畑を借りたいという方もお気軽にご相談ください。
★畑を誰かに譲る時は…
所有の畑を誰かに譲る時にも農業委員会の許可が必要になります。

所定の申請書に必要書類を添付の上、「ご提出ください。」
詳しい申請方法については、農業委員会までお問い合わせください。
★畑を他の用途で使いたい時は…

畑を宅地にして家を建てたいなど、畑を別の用途で利用したい時も農業委員会の許可が必要です（農地転用）といえます。
農地転用は、畑や用途などによって許可できることや、できないところがありますので、まずは農業委員会までご相談ください。

問い合わせ先「相談先」

新島村農業委員会事務局
(産業観光課 農林係内)
電話 (5)02864
メールアドレス
nousei@nijima.com
ファックス
(5)1304